

仕 様 書

1 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、岐阜市が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

2 貸付箇所(設置場所)、貸付面積、設置台数

以下の表のとおりとする。

なお、貸付面積には放熱余地・転倒防止用具部分を含む。また、設置場所の詳細は「物件個別明細書」のとおり。

物件番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数
1	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー①	0.99 m ²	1台
2	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー②	0.99 m ²	1台
3	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー③	0.99 m ²	1台
4	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟3階 中央手術部前	0.99 m ²	1台
5	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟2階 自動販売機 コーナー①	0.99 m ²	1台
6	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟2階 自動販売機 コーナー②	0.99 m ²	1台
7	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟4階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
8	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟4階 看護師休憩室①	0.99 m ²	1台
9	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟4階 看護師休憩室②	0.99 m ²	1台
10	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟5階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
11	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟5階 医局部①	0.99 m ²	1台
12	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟5階 医局部②	0.99 m ²	1台

13	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟6階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
14	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟7階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
15	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟8階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
16	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟9階 渡り廊下	0.99 m ²	1台
17	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟10階 渡り廊下	0.99 m ²	1台

3 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新500円硬貨及び令和6年7月より発行される新1,000円紙幣が使用できるように対応すること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

4 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用（岐阜市の都合によるものも含む。）はすべて設置事業者の負担とする。
- (2) 光熱水費は設置事業者の負担とし、電気料金については、設置事業者が計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費額（基本料金を含む。）を、水道料金については、清涼飲料水等の販売数量（水の使用量）に応じた水道料金額を、各月毎に岐阜市が指定する期限までに全額納入すること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

6 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社・他社製品、持ち込み等を問わず設置事業者の責任で適時に回収し、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、岐阜市の指示に従うこと。

- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の前面に故障時等の連絡先を明記し、自動販売機に係る問い合わせ並びに苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。

7 妨害又は不当要求に対する通報義務

設置事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときには、警察に通報しなければならない。

8 原状回復義務

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の費用を岐阜市に請求することはできない。

9 その他

- (1) 設置事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (2) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。